重要事項説明書

1　当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会
代表者名	山口　清悦
法人 所在地・連絡先	滝川市明神町１丁目３番１号 電話　０１２５－２４－８６４０

事 業 所 名	社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所すずらん
所 在 地	滝川市明神町１丁目３番１号
事業所指定番号	北海道　０１７７５００１８８号
管理者・連絡先	久保　紫織 ０１２５－２６－５０５５
サービス提供地域	滝川市・赤平市・歌志内市・砂川市・浦臼町・雨竜町・上砂川町 新十津川町

当事業所は以下の要件を満たしているため、特定事業所加算Ⅱを算定しています。

① 常勤の介護支援専門員を3名以上配置しています。
② 常勤の主任介護支援専門員を配置しています。
③ サービス提供に必要な留意事項伝達を目的とした会議を定期的に開催しています。
④ ２４時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応しています。
⑤ 計画的に研修を実施し質の向上を図っています。
⑥ 地域包括支援センターから紹介された困難な事例においても積極的に居宅介護支援を提供します。
⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加しています。
⑧ 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会を実施しています。

当事業所は生産性向上や協働化に係る取組として、ケアプランデータ連携システムを利用しているため、介護職員等処遇改善加算を算定しています。

2　事業所の職員体制等

職　　種	介護支援専門員	人　員　４　名
管理者（介護支援専門員と兼務）	介護福祉士	常勤　１名
主任介護支援専門員	社会福祉士・介護福祉士	常勤　３名
介護支援専門員	社会福祉士・介護福祉士	常勤　３名・非常勤　１名
事務担当職員		非常勤　１名

3　サービス提供時間

区　分	平　日
提供時間	8：30～17：00

(注）年末年始（12/29～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。
※夜間・緊急時等、24時間連絡可能な体制となっています。
電話　０１２５－２６－５０５５（提供時間以外は転送電話）

4　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しません。

5　サービスの内容等

① 利用者宅への訪問、面接により、利用者が可能な限り在宅でその方らしい生活をおくり、家族が安心して介護できるように適切な福祉及びその他のサービスが提供されるように支援を行います。
② 居宅サービス計画原案の作成にあたりＭＤＳ－ＨＣ課題分析方式等を使用します。
③ 利用する居宅サービスの選択にあたり、当該地域の指定居宅サービス事業所等に関する情報を提供し、利用者家族の自由意思に基づき公正中立なサービス提供が行えるように複数の事業所の紹介を行います。また、サービスの利用後にその事業所を選択した理由を求めることができます。なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
④ サービス等を提供する事業所、関連機関とサービス担当者会議を定期的に開催します。
⑤ サービス計画作成、サービス提供開始後もサービス実施状況を把握し、サービスが適切に提供されるよう支援を行います。
⑥ 入院時に、必要に応じて在宅生活介護の状況等について、医療機関に情報提供を行います。退院時に必要に応じて医療機関より療養状況を伺い安心して在宅復帰ができるよう支援を行います。※入院時医療機関へ担当の介護支援専門員の氏名をお伝え下さい。

6　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7　虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

8　ハラスメントの防止

事業所は、職場におけるハラスメントを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含むものとします。

① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、介護支援専門員に周知・啓発します。
② 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、介護支援専門員に周知します。
③ 利用者またはその家族等が介護支援専門員或いは、その他関係者に対して暴力、脅迫、威嚇、侮辱、名誉棄損、差別的発言、執拗または不当な要求、繰り返しのクレーム、合理的範囲を超える要望の強要、著しく精神的負担を与える行為、性的言動やわいせつな発言・接触などのハラスメント行為を行った場合も、これを職場におけるハラスメントとして取り扱います。
④ その他については、当法人のハラスメント防止規程等の方針に準用します。

9　業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じるよう努めます。

① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。
③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

10　緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき主治医、救急機関に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連　絡　先
緊急連絡先	氏　名 連　絡　先

11　相談、苦情対応

事業所内に居宅介護支援に関する相談・苦情窓口を設置し､担当者が内容を確認し、必要であると判断した場合はサービス事業所の担当者も含め、検討会議を開催いたします。
申し立て発生後は迅速に対応し概ね１０日以内に結果を報告いたします。

①当事業所に対する相談・苦情

相談・苦情解決責任者	社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会 事務局次長　柴田　美紀子
相談・苦情受付対応責任者	社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所　所長　久保　紫織
受付時間	平日８時３０分～１７時まで（祝日は除く）
受付方法	面接・書面・電話・ＦＡＸ等 電　話　０１２５－２６－５０５５ ＦＡＸ　０１２５－２６－５０８４

第三者委員	氏名：下道　敏之 住所：滝川市幸町２丁目５番２２号 電話：０１２５－２２－０８８９
	氏名：田湯　宏昌 住所：滝川市本町１丁目７番１９号 電話：０１２５－２３－１７２０

②当事業所で解決されない場合は下記に申し立てることができます。

滝川市役所　介護福祉課	住所：滝川市大町１丁目２番１５号 電話：０１２５－２３－１２３４
北海道運営適正化委員会	住所：札幌市中央区北２条西７丁目（北海道社会福祉協議会内） 電話：０１１－２４１－０６８３
北海道国民健康保険団体連合会	住所：札幌市中央区南２条西１４丁目 電話：０１１－２３１－５１６１

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名　　居宅介護支援事業所すずらん

説明者　　印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利 用　者

氏　名　　印

代理人（利用者との関係　　）

氏　名　　印